

商 品 名 : _____
 メーカー名 : _____
 型式及び等級 : _____

パラメータシート
 ミサイル・貨物
 様式4-26

質 問 事 項	回 答 欄		
	いいえ	はい	記 入 欄
電波、音波(超音波を含む。)若しくは光(紫外線及び赤外線に限る。)の反射若しくは放射を減少させるステルス技術を用いた材料(注1)若しくは装置か、又はこれらの試験装置か (以下の質問には減少させる材料又は装置の試験装置も含む) A その材料又は装置は、ペイロードを300km 以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用することができるものか B その材料又は装置は、 <u>省令第3条第一号の三(注2)</u> に該当する無人航空機に使用することができるものか C その材料又は装置は、 <u>省令第3条第二号イ(注3)</u> に該当する貨物に使用することができるものか D その材料又は装置は、 <u>省令第3条第二号ロ(注4)</u> に該当する貨物に使用することができるものか	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> B ^ <input type="checkbox"/> C ^ <input type="checkbox"/> D ^ <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> A ^ <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	対象波動 <input type="checkbox"/> 電波 <input type="checkbox"/> 音波(超音波) <input type="checkbox"/> 紫外線 <input type="checkbox"/> 赤外線 対象貨物 <input type="checkbox"/> 材料 <input type="checkbox"/> 装置 <input type="checkbox"/> 試験装置
判 定 結 果	<input type="checkbox"/> 非該当 非該当の場合は <関連様式>を用いて 判定を行うこと	<input type="checkbox"/> 該当 「該当項番」 欄へ	
該 当 項 番	輸出令別表第1の _____ の項 (_____)	貨物等省令第 _____ 条 第 _____ 号	

注1	ステルス技術を用いた材料	民生用の電子機器からの不要な電磁波の漏出を防止若しくは低減する若しくは民生用の電子機器への不要な電磁波の侵入を防止若しくは低減する用途のために設計又は製造されたものであって、板、シート、マット、テープ、又はこれらを型抜きしたものを除く。
注2	省令第3条第一号の三	エアゾールを噴霧するように設計した無人航空機(注5)であって、燃料の他に粒子又は液体状で20リットルを超えるペイロードを運搬するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの(省令第3条第一号の二(注6)に該当するもの又は娯楽若しくはスポーツの用に供する模型飛行機を除く。) イ 自律的な飛行制御及び航行能力を有するもの ロ 視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能を有するもの

注3	省令第3条第二号イ	次のいずれかに該当する貨物又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 イ ペイロードを300km以上運搬することができるロケットに使用できる貨物であって、次のいずれかに該当するもの (一) 多段ロケットの各段 (二) 固体ロケット推進装置又はハイブリッドロケット推進装置であって、全力積が841,000ニュートン秒以上のもの (三) 液体ロケット推進装置若しくはゲル状燃料ロケット推進装置であって、全力積が841,000ニュートン秒以上のもの又はこれに組み込まれるように設計した液体ロケットエンジン若しくはゲル状燃料ロケットモータ
注4	省令第3条第二号ロ	次のいずれかに該当する貨物又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品 ロ 500kg以上のペイロードを300km以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる貨物であって、次のいずれかに該当するもの (一) 再突入機 (二) 再突入機の熱遮へい体(セラミック又はアブレーション材料を用いたものに限る。)又はその部分品 (三) 再突入機のヒートシンク又はその部分品 (四) 再突入機に使用するように設計した電子機器 (五) 誘導装置であって、飛行距離に対する平均誤差半径の比率が3.33%以下のもの (六) 推力の方向を制御する装置
注5	(注2中の)エアゾールを噴霧するように設計した無人航空機	エアゾールを噴霧するように設計した無人航空機をいう(物理的に噴霧装置が装着されているかどうかを問わない。) (注1) エアゾールとは、霧状に吹き出した内容物であり、農薬を含む。 (注2) 噴霧とは、霧状(液滴下を含む)に大気中に放出すること。
注6	(注2中の)省令第3条第一号の二	ペイロードを300km以上運搬することができる無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 (注7)
注7	(注6中の)これらの部分品	他の用途に用いることができるものを除く。

<関連様式>「様式15-02」

作成責任者：(作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話